

困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する事項の取扱について

1 国の動き

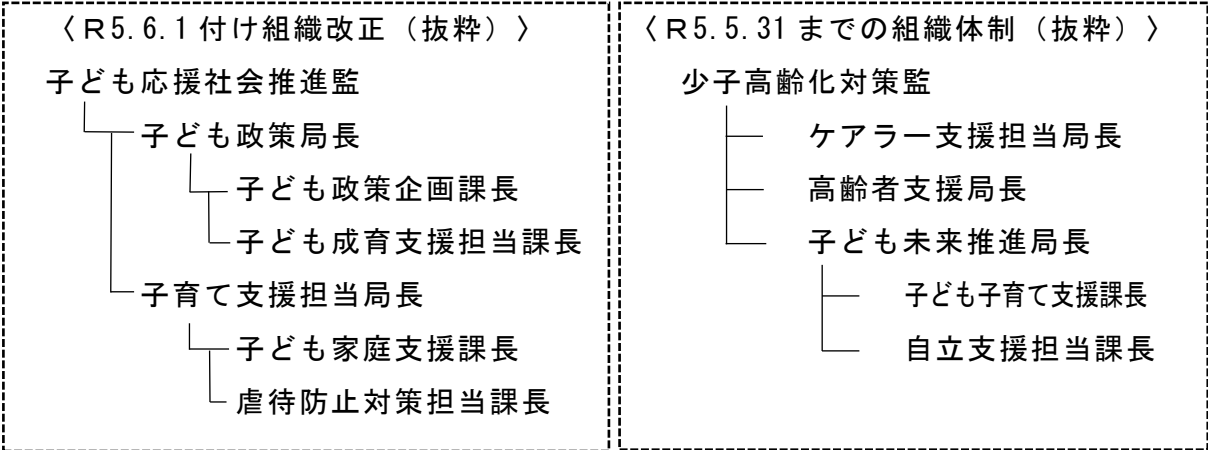
令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させ、結婚、妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実を図ることとなっている。

2 道の動き

国の動きを受け、令和5年6月に保健福祉部内に「子ども応援社会推進監」を新設するとともに、「子ども未来推進局」を「子ども政策局」に、「子ども子育て支援課」を「子ども政策企画課」及び「子ども家庭支援課」とする1局2課に機構改正。

あわせて、当部所管の困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する業務を保健福祉部に移管した。

(参考)



3 移管業務の審議について

今般の機構改正に伴い、「困難な問題を抱える女性への支援」及び、これまで当審議会において審議を行ってきた「配偶者暴力被害者への支援」については、今後、保健福祉部所管の「北海道子どもの未来づくり審議会」において審議される予定。